

とかち広域消防事務組合公平委員会運営に関する規則

〔平成 27 年 6 月 30 日〕
公平委員会規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、とかち広域消防事務組合公平委員会（以下「委員会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(公印)

第 2 条 委員会の公印は、別表のとおりとする。

(準用規定)

第 3 条 委員会の処務規則等については、帯広市公平委員会の次の規則を準用する。

- (1) 帯広市公平委員会処務規則（昭和47年公平委員会規則第 2 号）
- (2) 帯広市公平委員会議事規則（昭和26年公平委員会規則第 1 号）
- (3) 帯広市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和26年公平委員会規則第 2 号）
- (4) 帯広市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和26年公平委員会規則第 3 号）
- (5) 帯広市職員からの苦情相談に関する規則（平成17年公平委員会規則第 4 号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

公印 番号	公印の名称	形状	寸法（ミ リメートル）	個数
1	とかち広域消防事務組合公平委員会之印	正方形	21	1
2	とかち広域消防事務組合公平委員会委員長之印	正方形	21	1